千労発基０５２５第２号
令和８年５月２５日

建設業労働災害防止協会
千葉県支部長　殿

千葉労働局長

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の策定及び令和８年
「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より、労働安全衛生行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、近年、職場における熱中症による休業４日以上の死傷者数が増加傾向にあることから、熱中症対策のさらなる推進のため、本年３月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

また、令和８年におきましても、例年５月から９月までをキャンペーン期間（４月を「準備期間」）として実施している「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を災害防止団体等と連携して実施することとしております。

つきましては、キャンペーン期間を通じて、事業場において、新たに定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく熱中症防止対策が推進されますよう、会員事業場等へ周知して下さるようお願いいたします。

併せて、千葉労働局版の熱中症リーフレットを作成いたしましたので、併せて周知して下さるようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】
●「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の策定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html
●令和８年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」
https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html
【千葉労働局ホームページ（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）】

【参考資料】
資料１　「職場における熱中症防止のためのガイドライン」全文
資料２　「職場における熱中症防止のためのガイドライン」概要
資料３　令和８年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱
資料４　千葉労働局版「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

問合せ先
千葉労働局労働基準部健康安全課
電話０４３（２２１）４３１２

令和８年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱

令和８年３月 19 日制定

1　趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、令和４年から令和６年の３年連続で、重篤化して死亡に至る事例が年間30 人程度発生する状態が続いたことから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年１年間の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡を含む休業４日以上の死傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人となっている。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約４割の大幅な増加となっており、業種別にみると、死傷者数については、建設業 278 人、製造業 337 人となっており、全体の約４割がこれら２つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いている。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、本年３月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

2　期間

令和８年５月１日から９月 30 日までとする。

なお、令和８年４月を準備期間とし、令和８年７月を重点取組期間とする。

3　主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4　協賛
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5　後援（予定）
関係省庁

6　主唱者及び協賛者等による連携
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7　主唱者の実施事項
（1）厚生労働省の実施事項
ア　熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布
イ　熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの運営
（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
ウ　各種団体等への協力要請及び連携の促進
エ　都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
オ　その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
（2）各労働災害防止協会等の実施事項
ア　会員事業場等への周知啓発
イ　事業場の熱中症予防対策への指導援助
ウ　熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
エ　熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
オ　その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8　協賛者の実施事項
（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たしたWBGT指数計の普及促進
（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9　各事業場における重点実施事項
「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（別添）に基づく措置を実施することが望まれる。
このため、準備期間中は、同ガイドラインを踏まえた準備、事前確認、検討等を重点的に行うとともに、重点取組期間中は、当該措置の確実な実施、取組状況の総点検、必要に応じた追加対策の検討等を行う。

クールワークキャンペーン

リスクが高まる作業

「WBGT２８度以上又は気温３１度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

基本的な考え方

Cool work CHIBA

見つける → **判断する** → **対処する**

労働者はお互いの健康状態について留意、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の者に申し出る。
ケース：意識障害等の場合

（例）作業員の様子がおかしい…

（例）医療機関への搬送、救急隊要請

（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、
その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、
熱中症の重篤化を防止するため、
以下の**「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」**
が事業者に義務付けられています。

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨**報告するための体制整備**及び**関係作業者への周知**

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう
①事業場における**緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等**
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成**及び**関係作業者への周知**

厚生労働省・千葉労働局・各労働基準監督署

（R８.４）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ☐ **暑さ指数の低減**
  準備期間に検討した設備対策を実施
- ☐ **休憩場所の整備**
  準備期間に検討した休憩場所を設置
- ☐ **服装**
  準備期間に検討した服装を着用
- ☐ **作業時間の短縮**
  作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ☐ **プレクーリング**
  作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ☐ **水分・塩分の摂取**
  水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- ☐ **暑熱順化への対応**
  熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
  ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
- ☐ **健康診断結果に基づく対応**
  次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- ☐ **日常の健康管理**
  当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ☐ **作業中の作業者の健康状態の確認**
  巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- ☐ **異常時の対応**
  あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
  少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
  ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
  ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月-8月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請**

（R8.4）

職場における熱中症防止のためのガイドライン　概要

第１　目的等

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。
事業者は、第２に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第３から選択して実施。

第２　熱中症リスクの評価

１　有害性の要因の特定

- **職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定**
  - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業　が挙げられる。

２　湿球黒球温度の値（WBGT値）の把握

- **JIS B 7922等に適合したWBGT指数計で実測**

３　熱中症リスクの評価・検討

- **熱中症リスクの評価**
  - ・WBGT値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。WBGT基準値を超える場合はWBGT値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- **熱中症リスクの低減のための措置の検討**
  - ・作業場所のWBGT値の低減を検討（作業環境管理）。
  - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
  - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

第３　熱中症リスクに応じた措置

１　労働衛生管理体制の確立等

・衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。

- **各種管理者等の選任と役割**
  - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- **作業手順・作業計画の策定**
- **報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知**

２　作業環境管理

- **WBGT値の低減**
  - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- **休憩場所の整備等**
  - ・休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

３　作業管理

- **作業時間の短縮等**　作業の休止時間や休憩時間の確保。
- **暑熱順化**　計画的に暑熱順化期間を設ける。
- **プレクーリング**　作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- **水分及び塩分の摂取**　水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- **服装による身体冷却**　透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- **作業中の巡視**　高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- **業種・作業別の対応例**

４　健康管理

- **健康診断結果に基づく対応**
- **日常の健康管理等**
- **作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認**
  - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

５　労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- **熱中症予防管理者労働衛生教育**
- **職長等向け教育**
- **作業従事者向け教育**

６　異常時の措置

・熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

７　その他

- **実施時期**
- **いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について**
- **注文者や作業場所管理事業者による配慮**
- **労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について**

図表等

- **身体作業強度等に応じたWBGT基準値**
- **衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき着衣補正値（℃－WBGT）**
- **熱中症の症状と分類**
- **熱中症による健康障害発生時の対応計画**
- **熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等**